

コーポレート・ガバナンス

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、ステークホルダーであるお客さまや株主の皆さま、地域社会からの揺るぎない信頼を確立するため、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題として認識しており、取締役

会・常務会の一層の活性化を図るとともに、経営の監督・監視機能の充実に努めております。

2 企業統治の体制の概要等

業務執行、監査に係る当行の機関等の内容は次のとおりです。

(1)取締役会

取締役会は社外取締役2名を含む取締役12名（平成28年6月23日現在）で構成されており、当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

毎月開催される取締役会においては、社外監査役2名を含む監査役4名（平成28年6月23日現在）の出席のもと、客観的かつ合理的判断を確保しつつ報告・審議・決議を行っております。

(2)常務会

取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議する機関として、頭取及び専務取締役2名、常務取締役3名の計6名（平成28年6月23日現在）からなる常務会を取締役会の下に設置しております。原則毎週開催される常務会には常勤監査役1名が出席し、経営や事業に関する事案について意見を述べる機会を確保しております。

(3)経営委員会

常務会の諮問機関として、「信用リスク管理委員会」・「コンプライアンス委員会」・「ALM委員会」・「システム投資委員会」の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題について各部門間の連携を図り、協議・調整を行っております。

各委員会の議事結果につきましては、頭取、専務取締役及び常務取締役に報告しているほか、重要な事案については常務会で協議し、取締役会で決定しております。

① 信用リスク管理委員会

与信に係るリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を目的に設置しており、事務局である経営管理部の担当役員が委員長を務めております。委員会は必要に応じて適宜開催し、常勤監査役1名が出席しております。

② コンプライアンス委員会

法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企業風土の実現を目的に設置しており、頭取が委員長を務め、事務局は総合企画部が担っております。委員

会は毎月開催し、常勤監査役1名が出席しております。

③ ALM委員会

リスク量の計測や分析を通じ、安定した収益の確保を目指すことを目的に設置しており、頭取が委員長を務め、事務局は経営管理部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤監査役1名が出席しております。

④ システム投資委員会

戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的に設置しており、事務局である事務部の担当役員が委員長を務めております。委員会は毎月開催し、常勤監査役1名が出席しております。

(4)監査役

社外監査役2名を含む監査役4名で構成される監査役会は、原則月1回開催しております。事業年度における取締役の職務の執行に関しては、各監査役より監査の方法及び結果に基づく報告を受け、審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告しております。

監査役は、監査役会で策定された年度の監査方針、監査計画及び業務・財産状況の調査方法に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、往査、会計監査人・内部監査部門の監査の立会い、担当取締役への質問・確認、関係書類の閲覧・突合等を通じて、取締役の職務執行状況の監査及び当行の経営状況の調査を行っております。

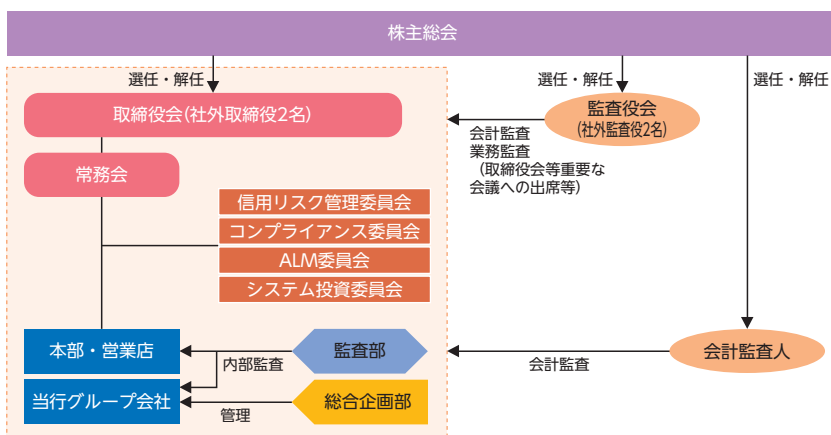
(5)会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査人は、法令等に基づき当行の計算書類等を監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監査しております。

（現在の体制を採用する理由）

当行では、社外監査役2名を含む4名の監査役が取締役の職務執行状況を監査するとともに、社外取締役2名を選任しており、経営監視機能は適切と判断し、現状の体制を採用しております。

〔コーポレート・ガバナンス体制図〕



3 社外取締役及び社外監査役

(1)社外取締役及び社外監査役の員数

当行の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。

(2)社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役の細貝巖氏、鈴木裕子氏及び社外監査役の小林彰氏、渡辺隆氏の各氏は、当行との間において通常の銀行取引があるほか、細貝巖氏、鈴木裕子氏及び小林彰氏は当行株式を保有しており、その所有株式数は平成28年6月23日現在で細貝巖氏が2千株、鈴木裕子氏が1千株、小林彰氏が23千株となっております。

また、社外取締役の細貝巖氏が社外取締役を務めるアクシアルリテイリング株式会社及び社外監査役の渡辺隆氏の出身会社である株式会社新潟日報社と当行の間において通常の営業取引及び資本取引があります。

いずれの取引も取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

(3)選任状況に関する考え方、企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役のうち細貝巖氏につきましては、弁護士として

の豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、鈴木裕子氏につきましては、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い知識と豊富な知見を有していることから、両氏とも社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。

社外監査役のうち小林彰氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、渡辺隆氏につきましては、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、両氏とも社外監査役としての識見を有していることから、選任しております。

当行は、社外役員の独立性判断基準を次のとおり定め、適切に運用しております。

〔社外役員の独立性判断基準〕

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
4. 当行から多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
5. 当行の主要株主またはその業務執行者
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
ア. 上記1～5に該当する者
イ. 当行の当行の子会社・関連会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

※定義

〔最近〕：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合などを含む。

〔主要な〕：直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。

〔多額〕：過去3年平均で、年間1,000万円以上

〔主要株主〕：議決権比率10%以上

〔重要でない者〕：「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

〔近親者〕：配偶者及び二親等以内の親族

上記の独立性判断基準に照らし、社外取締役及び社外監査役全員が当行からの独立性を有していると考えられることから、当行は東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届出ております。

(4)内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

監査役会において常勤監査役が社外監査役に対し常務会や経営委員会での協議内容、往査結果、内部監査部門（監査部）による内部監査の状況などについて説明を行っているほか、監査部長が年2回監査役会に出席し、社外監査役との的確な情報共有を図っております。

社外監査役は、監査役会において説明を受けた内部監査の状況などについて意見を述べるなど、常勤監査役と社外監査役との情報共有のもと、監査部との相互連携を図っております。

社外監査役は、会計監査人から定期的な監査概要及び監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど、連携を図っております。

(5)内部統制部門との関係

監査役は、内部統制の整備及び運用状況について、半期ごとに内部統制部門（総合企画部）より報告を受けているほか、内部統制の状況を適宜監査役会において説明を行っているほか、社外監査役は、こうした的確な情報共有のもと、監査役会において内部統制の整備及び運用状況について、外部者の立場から意見を述べております。

4 内部監査及び監査役監査の状況

(1)内部監査の組織、人員及び手続

内部監査につきましては、当行の業務運営及び財産管理の実態を検証し、諸法令、定款や社内規程への準拠性を確かめることを目的とし、内部監査部門である監査部（平成28年3月末現在15名）が実施しております。監査部は、頭取直轄となっており、被監査部門に対して十分な牽制機能が働く独立組織であることから、内部統制の適切性を確保できる体制となっております。

監査部は、毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本方針及び基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社について、原則として年1回内部監査を実施しているほか、外部委託先等についても原則として年1回監査を実施しております。監査部長は内部監査、外部委託先等に対する監査終了後、指摘した問題点やこれに関する評価・意見について報告書を作成し、頭取、常務会に報告するほか、年間の総括報告については取締役会に報告しております。また、営業店に対する内部監査については、コンプライアンス委員会に報告しております。

(2)監査役監査の組織、人員及び手続

監査役監査につきましては、毎年、年度の監査方針、監査計画及び業務・財産状況の調査方法を立案し、往査、会計監査人・内部監査部門の監査の立会い、担当取締役への質問・確認、関係書類の閲覧・突合等を通じて行っております。

毎月開催される取締役会には監査役（4名。うち社外監査役2名）が出席し、原則毎週開催される常務会には常勤監査役1名が出席し、経営や事業に関する事案について意見を述べる機会を確保しております。また、監査役の職務の補佐を行うため、他の部署から独立した専任の使用者を配置しております。

5 会計監査の状況

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、青木裕晃氏、杉田昌則氏、若松大輔氏の3名であり、当行の会計監査業務に係

る監査役会は、原則月1回開催しているほか、常時当行の経営状況の監視を行っております。また、事業年度における取締役の職務の執行に関しては、各監査役から監査の方法及び結果に基づく報告を受け、審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告しております。

(3)内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役は、監査部より毎月定期的に内部監査の状況等について報告を受け、意見交換を行っております。また、監査役と会計監査人は、相互に監査概要を説明するとともに、監査役は会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行うなど、連携を図っております。

監査部と会計監査人は、会計監査人が監査部に対しヒアリングを実施し、監査方針や監査の課題、主な指摘事項の改善状況について説明を受けるなど、連携を図っております。

(4)内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との関係
監査部は、内部統制部門（総合企画部）が事務局を務めるコンプライアンス委員会において内部監査の実施結果を報告しているほか、委員会には常勤監査役1名が出席しております。

監査役は、内部統制の整備及び運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けているほか、内部統制の状況を適宜監査役会において説明を行っております。

会計監査人は、監査役に対し四半期ごとに会計監査に関する報告をしており、総合企画部は報告に基づき本部各部に対し必要に応じて体制整備または改善を指示しております。また、総合企画部は、体制整備及び改善の状況について、監査役及び会計監査人に報告しております。

る補助者の構成は、公認会計士6名、公認会計士試験合格者等3名、その他7名であります。